

奥沢居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人奉優会が運営する奥沢居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下単に「介護支援専門員」という。)が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
3. 居宅介護支援の提供に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5. 地域包括支援センターより支援困難ケースが紹介された場合においても、当該ケースを受託する体制を整備し積極的に支援困難ケースを受け入れていかななければならない。
6. 法定研修などにおける実習生の受け入れ事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備を行う。

(事業所の名称等)

第3条 業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 奉優会奥沢居宅介護支援事業所
2. 所在地 東京都世田谷区奥沢2丁目23番1号

(事業所の職員数)

第4条 事業所に勤務する種、職員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名(介護支援専門員兼務)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的におこなう。
また、下記介護支援専門員と同様の業務を兼務にて行うとともに、自らも事業にあたるものとする。
2. 主任介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員 2名以上
主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9:00から午後6:00までとする
- ③ 転送電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護支援の方法及び内容、利用料等)

第6条

1. 居宅介護の提供の方法及び内容は、下記のとおりとし、指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
 - ① 利用者の相談を受ける場所 共用・相談スペース
 - ② 使用する課題分析表の種類 奥沢居宅介護支援事業所版独自アセスメント表(23項目網羅)
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 共用・相談スペース
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回
 - ⑤ モニタリングの結果を記録
2. 居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及び家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は世田谷区の一部、奥沢1～8丁目、東玉川1～2丁目、玉川田園調布1～2丁目、その他地域の方は相談を承る。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

1. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
2. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じる。

虐待防止のための措置に関する事項

- ① ご利用者の人権及び虐待等の防止のために必要な措置を講じます。
(虐待を防止するための従業者に対する研修の実施等)
- ② 当事業所は、養護者等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
2. 継続研修 年2回
3. 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月4日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。